アグレ都市デザイン株式会社　定款

平成２１年 ４ 月 １ 日　作　　成
平成２５年 １ 月２８日　改　　正
平成２５年 ６ 月２７日　改　　正
平成２７年 ６ 月２５日　改　　正
平成２７年１２月 １ 日　改　　正
平成２８年１０月 １ 日　改　　正
平成３０年 １ 月 １ 日　改　　正
令和　２年 ６ 月 24 日　改　　正
令和　４年 ６ 月 24 日　改　　正
令和　６年 ６ 月 25 日　改　　正

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、アグレ都市デザイン株式会社と称し、英文では Agratio urban design Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
(2)　建築一式工事の施工、請負
(3)　建築の設計、監理
(4)　損害保険代理業
(5)　貸別荘の運営代行
(6)　経営戦略、不動産、住宅リフォームに関するコンサルティング
(7)　ホテル、旅館等の宿泊施設の所有、管理、運営及び旅館業
(8)　前各号の事業に附帯又は関連する事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置するものとする。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない

事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１３，８００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第１６６条第１項の規定による請求する権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は、９名以内とする。

２　当会社の社外取締役は、１名以上とする。

（取締役の選任）

第 20 条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任については、累積投票によらない。

（補欠取締役の選任）

第 21 条　当会社は、法令又は本定款に定める取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

２　補欠取締役の選任方法は第２０条第２項及び第３項を準用する。

３　補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合に

おいて、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会議事録）

第 28 条　取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

２　前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第 29 条　取締役会の運営方法、取締役会が決すべき事項、取締役会において協議すべき事項、取締役会において報告されるべき事項その他必要な事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）

第 32 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 33 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任）

第 34 条　当会社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

２　補欠監査役の選任方法は第３３条第２項を準用する。

３　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 35 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 36 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 37 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を

開催することができる。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。

（報酬等）

第 39 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 41 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第 45 条　当会社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。

（中間配当金）

第 46 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日現在の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 47 条　期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２　未払の期末配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。

第８章　　附　　則

（定款に定めのない事項）

第 48 条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

（附則）

１．変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提

供）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は 2022 年９月 1 日（以下（施行日）という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本付則は、施行日から６ケ月を経過した日又は前項の株主総会の日から３ケ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。